

剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所 利用者負担軽減事業の概要について

【概要・目的】

認知症対応型共同生活介護事業所（剣淵町、士別市、和寒町内の施設 以下「事業所」という）において低所得者で要介護 1～5 の認定を受けた剣淵町の被保険者を受け入れ、利用料（家賃、食材料費等）の軽減を行っている各事業者に対し助成し、各事業所の安定した経営の継続を目指し、低所得者の経済的負担を間接的に軽減することを目的とする。

【経緯・必要性】

平成 27 年度の介護保険制度改正により特別養護老人ホームへの入所は要介護度 3 以上の高齢者に限定し、中重度要介護者を支える施設となる。そのため要介護度 1, 2 の認定を受けた被保険者で施設入所を希望する者は、各事業所への需要が増えると予測される。

現在、特別養護老人ホームと各事業所の利用料については次のとおり大きな格差となっており、各事業所への需要が増えても利用料の高さから入所をためらう方がおり、各事業所の安定した経営が求められている。

【制度内容】

◇名 称

剣淵町認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減助成金

◇対象者

要介護で低所得の入所者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者

◇対象事業及び経費

認知症対応型共同生活介護事業所で要介護の認定を受けた剣淵町の被保険者を受け入れ、利用料（家賃及び食材料費等）の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業

◇該当基準

剣淵町を保険者とする被保険者で介護保険料等を滞納していない者で、次のいずれかに該当する者。

①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者又は、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者

（平成 27 年度所得段階第 1 段階の者 ただし生活保護受給者を除く）

②住民税非課税世帯に属する者で前号の合計が 80 万円を超える者

（平成 27 年度所得段階第 2, 3 段階の者）

◇助成額の算定方法

上記該当基準の①に該当する者が入所の対象となる場合 1 名当たり

事業所と特別養護老人ホームの利用料（家賃及び食材料費等）の差額の 1/2 相当額を助成

（例：所得段階第 1 段階の者）

〈事業所の利用料〉 79,000 円 － 〈特別養護老人ホームの利用料〉 9,000 円 = 70,000 円（差額）
70,000 円 × 1/2 ≒ 助成額 25,000 円（上限とする）

上記該当基準の②に該当する者が入所の対象となる場合 1名当たり

事業所と特別養護老人ホームの利用料（家賃及び食材料費等）の差額の1/4相当額を助成

(例：所得段階第2段階の者)

〈事業所の利用料〉79,000円 - 〈特別養護老人ホームの利用料〉22,800円 =56,200円（差額）
56,200円 × 1/4 ≒ 助成額 10,000円（上限とする）

(例：所得段階第3段階の者)

〈事業所の利用料〉79,000円 - 〈特別養護老人ホームの利用料〉30,600円 =48,400円（差額）
48,400円 × 1/4 ≒ 助成額 10,000円（上限とする）

※剣淵町・土別市・和寒町の事業所は、事業所ごとに特別養護老人ホームとの差額を計算する。

◇その他

月の途中で異動があった場合は、日割り計算とし、千円未満切り捨てとする。